

異議申立書

2005年7月13日

群馬県議会議長

中村 紀雄様

行政不服審査法の規定に従い、次のとおり異議申立をします。

1. 異議申立に係る処分

群馬県議会議長が、平成17年7月4日付けで、異議申立人に対してなした、行政情報の公文書不存在決定処分（群議議第400-3号）

2. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

2005年7月7日

3. 異議申立の趣旨

上記処分を取り消し、全面開示するとの決定を求める。

4. 異議申立の理由

異議申立人が、平成17年5月議会中の特別委員会の会議記録を開示請求したところ、処分庁は、「開示請求日に保有していないため」として公文書不存在決定処分とした。

しかし、以下の通り、本件不存在決定処分は違法である。

第1に、開示請求時に保有していなくても、決定処分時までに保有に至ることはありえるから、開示請求日に保有していないことは開示しないことの理由にならない。

第2に、委員会は附託された事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作らなければならないとされている（群馬県議会規則76条）から、審議経過は記録して保有しておく必要がある。よって、特別委員会の会議記録を保有していないことなどありえない。仮に、紙媒体で保有していないとしても、録音テープ又は録音ディスクなど別の媒体で保有しているはずである。

5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県議会議長に対して異議申立をすることができます。」との教示があった。

以上